

現代アメリカ法学における判決形成過程をめぐる理論の展開

中 村 秀 次

—

一般的に言って、生きられる世界の単位としての「出来事」に立ち会う個別者の認識様式が、その時点における「社会」に支配的な観念形態を生成するものであり、法学における理論の発展も、この「社会」の一定の観念形態と相関的である。この一般的説明が少しく有効性を得られるためには、先ず幾分の制約が必要であり、以下の論述は、言うまでもなく、すべてこの不完全な、制約を受けた世界の描写である。

さて、法学運動を社会変化に対するイデオロギー的応答の一様式と見る視座は、変化しつつある社会的要求に適う法観念と哲学の存在を示唆するし、それらの観念の健否を評価するよりも、その発展様式並びに現代的機能を検討する方がもつと実り多いと告げるであろう。⁽¹⁾

この新たに反省されている観点から、過去一世紀におよぶアメリカの法学批評の発展をG・E・ホワイトの諸論稿に依拠しつつ跡づけ、若干敷延するものである。⁽²⁾ 次のようなその主張の要点は大方是認されてよいと思う。要するに、批判的法学派は、国家の将来にとって中心的と思われる社会的要求に応えて生れ、その活力をその要求に依拠していることである。⁽³⁾ 所謂社会学的法学からアリズム法学への展開は、革新主義運動からニードィールへの社会変化との対応で捉え返されるし、前後をはさむ機械的法学と所謂コンセンサス法学も大々相應する社会哲学を擁している。そして、七十年代の「少数派」の要請も、六十年代以降の社会変化の意識とパラレルである。

このようなアメリカ法学の視点は、同時代のアメリカ史学界に端的に見られるような思考態度の枠組の変化とも並列的である。要説すれば、三十年頃を境として、従来の客觀史学、実証主義史学に代つて、革新主義史学がアメリカ史学界を風靡することになつた。⁽⁴⁾ 戦後新たに、保守主義史学ないしコンセンサス学派の抬頭を見るに至り、ニードィールの位置づけをめぐつて、革新主義史学と対立した。⁽⁵⁾ 革新主義史学は、一般にニードィールを保守派との抗争におけるリベラルの勝利と捉える党派的な立場に立ち、進歩派の改革の実験の中に反共改良主義のビジョンを求め、ここにニードィールの現代的意義を見出そうとする。他方、保守主義史学の多くは、イデオロギーの終焉と呼ばれる状況の中で、逆に党派性の否定ないし革命の不要性を打ち出し、この観点からニードィールを反共の論理の中に組み込んで来た。ところが、六十年代のアメリカ急進主義から影響を受けた世代は、これまでの何れの立場にも反対して、アメリカ史の再検討に着手し、ニードィールの本質をめぐつても新たに議論を始めた。⁽⁶⁾

彼らは、ニードィールと過去との繼続性を認める故に、その本質の保守性を鋭く批判する。古いリベラリズムは、ニードィールの中に実際的方法で社会問題を解決すべきアメリカの能力の弁明を見出して來たわけであるが、その

改革の欠陥とその成果の不毛さとが摘発されることになる。ニューディールは、政府が社会に向ける外見ないしアプローチに重要な変化をもたらしたとしても、アメリカの社会構造そのものに対しては衝撃を与えるものではなかった。ニューディールは、時には左翼理論を模倣しながらも、大胆な経済改革にはふみあることができる、企業権力に対する実質的な攻撃を回避し、結局以前にも増して強力な資本主義体制を戦後アメリカに譲渡することになった、と理解されたからである。

以下は、二十世紀の残された年々におけるアメリカ法學の指導的理念を求めて、G・E・ホワイトの与えてくれる枠組みを是認しつゝ、幾分のコメントを付して、西歐の理念のみならずアメリカ的社會様式を色濃く染み込ませた我が國の社會の情況を把握し得べき法學の普遍的な方法への情念を想い起そらとするものである。

注

- (1) いの視点は、ベーネルの歴史哲学に近代的縁由をもつ。ダムトコーカ・久保(訳)「自然法」〇八頁以下参照。
- (2) G. E. White, "From Sociological Jurisprudence to Realism", 58 Va. L. Rev. 999(1972); "The Evolution of Reasoned Elaboration," 59 Va. L. Rev. 279(1973); The American Judicial Tradition. Oxford University Press, 1976. ダムトコーの問題意識は、新しい問題次元への関心領域について、左翼の理論がアメリカの大学の内部から展開されるようになつた時期において比較的妥当な認識を示してくれる。然し、法理論化、制度化への歩みには困難な局面が少くなつ。
- (3) 三十年代の反映論の公式はハリスに見られる。R. C. Harris, "Idealism Emergent in Jurisprudence", 10 Tulane L. Rev. 169, 177(1936).
- (4) 斎藤真「共和党政権下のアメリカ合衆国」岩波講座世界歴史二六巻二四九頁等参照。

(5) 斎藤・新川「ニードル政策の展開」*碧波講座世界歴史*〔七卷〕三七一頁以下、新川 ニードル、近藤出版、昭四八年参照。

(6) 経済的側面を中心とした新左翼的史觀の全体像はいよいよ高橋章「アメリカ帝国主義の特質に関する一考察」大阪市大人文研究一九卷八分冊七五頁等参照。

(7) 安藤次男「ニードル期の政治」立命館法學一〇一號五八頁、小林庸一「ニードルと資本主義の組織化」思想一九八三年一月号六九頁、Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism*(Free Press 1963); W. Williams, *The Contours of American History*(New Viewpoints 1973); W. Williams, *Americans in a Changing World*(Harper & Row 1978).

(8) 社会権力と福利とは、初めはやや獨立して終りには互いに根本的に影響するものだね。B. Bernstein, *Towards a New Past* 149(1968); O. Graham, *An Encore for Reform* 171(1967) in D. Ayer, "In Quest of Efficiency", 23 Stanford L. Rev. 1049—50(1971).

II

一 一九世紀末の裁判官の多くは、厳格な解釈論者であり、財産権の頑強な擁護者であった。⁽¹⁾ 南北戦争以降、産業および科学技術の発展とともに州際貿易が活発化した。それを背景にして、国家的規制に対しても重大な抑制が加えられるところになり、自由放任が時代の合言葉となつた。その根底には、経済は規則的に昇降する運命にあり、市場の法則は健全であり、人間は分別と予測可能な本性をもつという確信が横たわっていた。普遍的絶対的原理——自由競争原理、自己規制原理等——を発見すれば、政治、社会、経済の理論は自ら明らかとなるというのが時代思想であつた。⁽²⁾

法学も同様に普遍的原理にひきつけられた。ただ、数世紀にわたって、財産権は国家から引き出されるという理論が行わっていた所では、政府の干渉から自由な絶対的私有財産権という観念は、保守的というより革命的といえないこともなかつた。裁判所が政府の規制から製糖会社を保護した時⁽³⁾、個人と国家の関係の変化が認知されていたわけである。然し、別の意味において、個人財産権に対する裁判所の保護は保守的反応に外ならず、経済的に不利な地位にある階級に対する政府の援助を斥けるものであつた。そのような視点からみれば、所謂ロックナー判決⁽⁴⁾は、一九世紀末の思考様式が二十世紀へ受け継がれたことを示したものであり、無拘束の産業資本主義の邪悪さを象徴するものに外ならなかつた。レッセフェールは貧困を深刻化し、特殊利益を生み出し、独占とトラストを助長し、農民と労働者を差別するものと映つた。経済規制の欠如は経済権力の無拘束の暴威に導き、代表機関の堕落を生み出すものであった。統治諸部門は、これらの状態に無関心であるか盲目であるようにみえた。⁽⁵⁾

これらの批判を一つに結びつけ、それらに理論的基礎を提供したのが革新主義運動といわれるものである。⁽⁶⁾ この運動は、社会の持続的発展への信念とそれを福利的目的へ進歩的に方向づけ得べき人間能力への信頼とに基づいていた。進歩を達成するには、政府がパトーナリズムによって共通善をおし進める必要があつた。こうして、革新主義者は、特殊利益集団の党派的代表者の代りに、中立の専門家を重要視したし、議会と裁判所を議性にして、主に行政規制の形での執行部の権限の拡大を擁護した。福祉立法を主張し、それに対する司法部の寛容さを希求した。又、裁判所に対する、社会経済的状態に即応できないことで批判し、放任された産業構造によって生み出される不規則性に十分注意を向けるよう求めた。

二十世紀初めに、バウンドは、実務家に対して形式論理的前提から判決を演繹するという方法を捨てるよう勧請し

(7) 既存の法体系に対する不満の増長に応えて、健全な社会的、政治的知識に基づく法の哲学を要求した。⁽⁸⁾ 形式論理的に理由づけられた原理・原則は、環境に適応することがないために、その実際的運用に当つて法の目的をくじくことにならうと主張した。⁽⁹⁾ 更に、当時の法学界を支配していた所謂機械的法学をあばき出し、明晰判明な法の哲学としての社会学的法学を告知した。⁽¹⁰⁾ この方向は、ビンガムによつて支持された。彼は二個の要点を指し示した。第一に、法・原理・原則は単なる精神過程に過ぎないとすること、従つて、裁判所による法の宣言を権威的な事柄とみなす主張は、認識内容を認識形式ないし表現様式と混同するものであるということ。⁽¹¹⁾ 第二に、法は具体的現象の外部的表現であるから科学的に調査研究されるということ。彼は、裁判運用上の変化を予知し、法学者が事件の原因および効果を究明する仕事に専心するならば、その運動は眞に永遠の進歩へ向けて制御され得るものと考えた。⁽¹²⁾

このとき、ホームズ、ペウンド、ビンガムは、裁判所の効果的な機能は、普遍的原理への服従によつて達せられるのではなく、裁判のもつ社会的意味連関の理解からもたらされると示唆する点では一致していた。然し、それを超える段になると立場の相違が現われた。ホームズは、知的進歩とか社会変化の名の下に肯定的提案を行うことは消極的の反対傾向を示した。⁽¹³⁾ バウンドとビンガムは、法学上の改善提案には共に積極的な関心を示したが、社会に共通の道德原理の役割に関して意見を異にした。革新主義の要点は、一致する道徳的価値を基軸として、変化発展する社会の持続性と安定性が保たれるという信念であった。社会は不斷に変化の過程にあるとしても、誠実、勤勉、節制のようない定の行動原理は変らないと考えられていたし、効果的な社会計画とは、そのような原理から出発して理想的な社会目的を達する企行であると信じられていた。⁽¹⁴⁾ この二人の思想の隔たりは、二十年代と三十年代におけるアメリカ法学の亀裂を象徴する。⁽¹⁵⁾

ビンガムは、ある方法が特定の結果を生ずるに効果的であるとすれば、その方法は、有効性という意味において正しいかも知れないが、道徳的内容の正否を測定する客観的手段はない」と論じた。日常的行為の道義性に関して、潜在的に優勢な世論が存在することは認容されたが、それは不確実であり、多様且つ不明確であって、その時代の指導的な意見との間には甚しい隔絶があるということも認識された。⁽¹⁸⁾ 従つて、道徳問題をめぐって世論に一致がみられるとしても、それは法律問題に関して何ら決定的発言権も認められない。⁽¹⁹⁾ このビンガムの立場は、裁判官は伝統的法原理ないし支配的公共道徳の標準によって拘束される必要はないという帰結に導かれる芽をはらんでいた。

ハウンドは、この点にリアリスト的形態の危険性を看取した。⁽²⁰⁾ 反省の第一点は、機械的法学非難の緩和である。一九世紀末の判決形成理論は、事実とは一致するところがないとしても、裁判所を指導すべき理想を表明していたことが認識された。機械的法学の誤りは、法秩序の理想を機械論的に公式化した点にあつたのではなく、この理想を全ての領域へ拡張しようとした点にあるとされることになった。⁽²¹⁾ 第二点は、個人生活への社会的拘束という観念である。社会問題に対して個人的アプローチが過ぎるとして、裁判所は批判されていたが、今や裁判官が共通の道徳を反映することなどが認められるに至った。

ハウンドの社会学的法学は、第一に、変化の中に持続性を認めたいという願望、第二に、社会の結合の基礎として道徳的価値を温存したいという要求の二点で、革新主義運動の社会理論上の仮説と一致する。文明のある時点の社会的関心と判決形成技術との双方に、何らかのコンセンサスがあるべきであり、裁判官はそのコンセンサスに従うべきである、というのがハウンドの結論であつた。⁽²²⁾

注

- (1) 「半世紀以来のアメリカ法哲学の發展」 Morris Cohen, "A Critical Sketch of Legal Philosophy in America," in "Lam: A Century of Progress" 266(1937).
- (2) G. E. White, "From Sociological Jurisprudence to Realism," 58 Va. L. Rev. 999(1972).
- (3) U. S. v. F. C. Knight Co. 156 U. S. 1, 39 L. Ed. 325(1895).
- (4) Lochner v. N. Y. 198 U. S. 45, 49 L. Ed. 937(1905). “△製造業者に於ける労働時間規制法の無効性に關する判決” の反対意見は、新しい法学の展開を示した。
- (5) 機械的法学者は、ラッカーナーの書局 (Annes, Williston, Beale, Thayer, Brunner) の代表者たるに批判的なのがホーリー、クレイ、バウマンの思考態度である。Morris Cohen, supra note 1, at 287 et seq. 松浦好治「Law as Science」論と「十九世紀アメリカ法思想〔一ラングドン法學の意義〕」中京法學 1大巻1号参照。
- (6) アメリカ帝国主義形成期における革新主義の政治は、前水「アメリカ帝国主義の形成」岩波講座世界歴史111巻111回七頁参照。尚、高木八尺『米国政治史の研究』原典による「アメリカ発展史」福本「アメリカ史における革新主義の問題」史潤五九輯六七頁、太田「アメリカ政治史における革新主義の発生」法學研究11四巻八八一頁、山田「進歩主義運動と政党政治」歴史学研究111大号111頁参照。
- (7) ハイハニカルな社会学的法學による事実探求の理論の發展も関連するがた文獻として次のものがある。Arthur Nußbaum, "Fact-Research in Law", 40 Colum. L. Rev. 189 (1940).
- (8) Pound, "Do We need a Philosophy of Law?" 5 Colum. L. Rev. 339, 344, 351(1905).
- (9) Pound, "The Need of a Sociological Jurisprudence", in Roscoe Pound and Criminal Justice ed. by S. Glueck 87 (1965)(ori. 1907).
- (10) Pound, "Mechanical Jurisprudence", 8 Colum. L. Rev. 605(1908).

現代アメリカ法学における判決形成過程をめぐる理論の展開

- (1) Pound, "The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence", 24 Harv. L. Rev. 591(1911) & 25 Id. 489(1912). 法
理論の現実的社會效果の研究並びに法の権利と責任との問題、裁判官は法理學の立場で確実性を尊重して個別原因の合
理的公正な解決を行おうとする主張である。変化する社會現象の理解、専門科学者による社會的問題化の信念、衡平と正義の執
心は、革新主義に固有の特徴であった。尚、次のものを参照。〔ウッド、星野・北川（訳）法律哲學概論、堀「アメリカ法学
とその法學的發展」法學研究五卷七三頁、堀「ベニッシュのトマス法學論」法學研究五卷^o。
- (2) Joseph Bingham, "What is the Law?", 11 Mich. L. Rev. 1, 109(1912).
- (3) Bingham, "The Nature of Legal Rights and Duties," 12 Mich. L. Rev. 1 (1913).
- (4) Bingham, *supra* note 12, at 119-121.
- (5) Cf. G. E. White, "The Rise and Fall of Justice Holmes," 39 U. of Chicago L. Rev. 51(1971). ホーリーは本論文中
井上義一の「ホーリーの内閣と國政」について、「ホーリーは内閣と國政の内閣を觀察し得た」と述べてゐる。
トゥルーセーはホーリーの内閣を觀察し得た。Tousler, "In Search of Holmes from Within," 18 Vand. L. Rev.
473 (1965); in G. E. White, ホーリーは大統領であると認められた。Rogal, "The Judge as Spectator," 31 U. of
Chicago L. Rev. 213 (1964). ウィルバーはホーリーを深甚なる保守主義者と見做す。A. Bernstein, "The Conservative
Justice Holmes," 23 New England Q. 435 (1950) in G. E. White. ホーリーは保守主義者であると見做す。O'Conor
はホーリーが「ホーリーは保守主義者である」と認めた。Howe, "The Positivism of Mr. Justice Holmes," 64 Harv. L. Rev. 529 (1951); Hart, "Holmes Posi
tivism," 64 Harv. L. Rev. 929 (1951). ホーリーは「ホーリーは保守主義者である」と認めた。G. E. White, *supra* note 2, at 1007.
- (6) Id. at 1008.
- (7) Bingham, *supra* note 13, at 1-3.
- (8) Pound, "The Theory of Judicial Decision," 36 Harv. L. Rev. 641, 802, 940 (1923). 田辺の著書はホーリーの論文

ても表明された。守屋(訳)同法學の性質“ホールによれば、「マウントは一九五四年にせりの個體的理論のアラグアチャクな事実的基礎を捨てた」、彼の後期の仕事は広い意味で自然法の呼聲れども「よりよくなものゝの意取性を表明してゐる。」J. Hall, "The Present Position of Jurisprudence in the United States," 41 Va. L. Rev. 321, 322-3 (1958); Pound, "The Role of the Will in Law," 68 Harv. L. Rev. 19 (1954). 確なことは自由な自己決定を称揚してゐるが、経験的基礎を放棄しなかつた" 五年に亘る経験と共に法の發展における理想の役割を強調した。海原(訳)経験と理性による法の発見。

20. Pound, "The Theory of Judicial Decision," 36 Harv. L. Rev. 825 (1923).

21. ものの國柄の「やの裁判官」は体系的、非人格的、公私間に拘束されたものであつて、裁判官は主に社会的、専門的存在である。G. E. White, supra note 2, at 1012. 次、社会学的法學なるヨーロッパに關する学者の生年あるいは所屬等について次の如く参照。Gerhard Casper, Juristischer Realismus und Politische Theorie in Amerikanischen Rechtsdenken, 1967, S. 203 ff.

11. 二十年代初めには、裁判官も一個の人間であるから、裁判過程は心情的、非公式的で直観的なものであると主張する所謂リアリズム法学者が出現してゐた。それから十年余、判決形成過程をめぐつて、バウンドの基本仮定を批判する理論が展開された。⁽¹⁾ リアリズム法學派は、基本的価値觀において、革新主義のそれと離隔するものではあつたが、白分らの教師の一人としてバウンドを称揚し、ピングガムを白分らのメンバーの一人だと主張し得た。⁽²⁾

リアリズムに刺戟を与えたのは、二十年代における革新主義の局面の変化であった。その運動は、その十年間に消失してはいなかつた。⁽³⁾ 革新主義によって設置された連邦行政装置は残存していた。諸州もまた引き続々福祉立法を制定していく。然し、人間の運命についてアメリカに滲透していた楽天主義は、第一次大戦を機に衰退へ向つた。革新

主義は、人間の生得の完成可能性と社会の無限の動態性との合成物たる進歩の観念に依存するものであるが、第一次大戦は、進歩の理念を内容空虚な信念に変えてしまった。道義性も、その古く様式化された形においては、戦争と共に衰弱し、革新主義者達はその道徳原理の不可侵性を疑い始めた。大量殺戮と無意味な死の心像および社会不安の気分を伴った戦争は、この過程を促進し、戦前の眞面目さはシニシズム⁽⁴⁾にとって代わられ、社会的責任は疎隔さに膝を屈し、貞淑さは偽善と思われた⁽⁵⁾。この現実的態度変化と調和して、性関係の強調と人間性並びに道徳に対する相対主義的見地とを伴う行動主義諸科学への関心が高まることになった⁽⁶⁾。

行動諸科学の主要な衝撃は、人格とか文化という観念でさえも経験論的に研究されるという主張であった。人間の事が経験科学的に解明されると、社会諸制度も理解されるものと考えられたため、社会現象を研究するに当つて、彼らは人格分析のために開発された心理学的技術を社会の場に適用した。更に、二十年代において政治学者をひきつけた制度分析の理論は、社会制度が機能する様式に注意を集めた。これらの研究によつて明らかになったのは、人間の行動は心情的であり、度々非合理的であるということ、従つて、個人的行動に基づいて外部に表われた現象形態は、現実には各個人特有の精神的所産であるということであった。この洞察は、制度宗教とか社会道徳に基づく信念のような集合的行動基準系に対して破壊的な作用をおよぼすものであった。蓋し、人間の超自我から引き離され得ないこれららの信念の永遠性は疑わざるを得なかつたからである。この論理の筋道をたどると、そのような信念に付した革新主義者の道徳的価値は空虚なものであり、非存在ですらあるという帰結に導かれる。

二十年代初めに、法学者達は、行動科学の洞察を独自の領域に適用し始めた⁽⁷⁾。彼らの眼には、心理学は判決形成過程へ新しい次元の洞察を開くものと映つたからである⁽⁸⁾。二十年代が進むにつれて、裁判過程の心理的側面への関心は

更に強まり、その理論は、実務家の間にも公然の支持者を獲得していった。⁽¹¹⁾

ハチソン判事の勘の理論が現われたのと同じ年に、株式市場は崩壊し、大恐慌が始まった。アメリカの繁栄は所詮永続的ではなく、資本主義体制も全能ではなかつた。⁽¹²⁾ 人間は必然的に自らの経済環境の主人たる能力を有するというのではなく、事実ではなかつた。専門家は経済政策のあやまちに必ずしも気付き得るというものでもなかつた。未来が過去より一層よくなるという保証もついて去つた。戦争と経済破綻という衝撃の波を受けて、二十世紀初頭のアメリカの真実は神話としての姿をあき出され、幻想と現実との間の溝はこれまでになく広がつてじるよう見えた。⁽¹³⁾

三十年は、アメリカ法学理論の嵐の前夜であった。ルウェーリンの有名な論文 *A Realistic Jurisprudence : The Next Step*⁽¹⁴⁾ は、最初の意識的なリアリズム宣言であった。ルウェーリンは、公職とその選出母体との相互作用に関心を抱いて、制度分析を高調した。フランクのリアリズムは、司法精神分析を強調するものであり、*Law and The Modern Mind* の衝撃は、更に著しいものがあった。⁽¹⁵⁾ 法、原理、原則の非永遠性、柔軟性、技術的性格および不確実性が暴露されることになった。裁判官の人格は、法の解釈運用における一要素であり、その結果、法は偶々事件を担当する裁判官の人格に応じて様々となるであろうという基本圖式が示された。⁽¹⁶⁾ ただ、フランクの真意は、一度これらの真実が明らかにされるや、もつと科学的な法的見地が考想され得るであらうといふのであった。⁽¹⁷⁾ これらの宣言と共に、社会学的法学とリアリズム法学との関係は明瞭さを増した。

ペウンド、ルウェーリンおよびフランクは、次の諸点において一致していた。第一に、判決形成過程は、人為的な形式論理的概念を廃棄して、社会現象の科学的研究によって集められた経験的資料をもつと多く使用することによって改善され得る、という信念を有していること。第二に、専門家の存在性格と科学ならびに進歩の観念を広範に結合す

る傾向を有していること。第三に、現代法学は、社会的目的とその効果とを定義して望ましい文明の方向を認知すべきだ、と論じたこと。⁽¹⁸⁾ 然しながら、バウンドと主要なリアリストとは、次の二点でその立場を異にした。第一は、法規範に対する評価をめぐってであり、第二は、法における道徳的価値に関するである。

ルウェーリンは、共一の社会の存在ならびに社会的目的の発見可能性という進歩主義的仮定を嘲笑した際、暗黙裡にバウンドを批判したが、フランクの攻撃は、もっと個人的で烈しいものがあった。要するに、バウンドは、機械的法学理論の有害な結果をあばいたにもかかわらず、広範な法領域の中でなおそれを正当化しようと試み、法的神話を完全に捨てきれなかつたのだと言うのである。

バウンドとリアリストとの対立は、アドラーがバウンドを擁護したことによつて、一段と鮮明になると共に複雑さを増した。彼は、リアリストが厳密な科学的経験論を盲信していること、形式論理学の本性を理解していないことを批判し、判決予測の中にではないとしても法の中には確實性と蓋然性があると論じた。⁽¹⁹⁾ 同様に、バウンドも所謂心理学的に偏向したリアリストとの主要な相違点を三点に要約してみせた。第一に、司法精神分析に場が認められるのは評価の道具としてであること、第二に、裁判に当つて法原理の機能を認めること、第三に、法過程の中に理想と価値観念の演ずる場を含ませること。⁽²⁰⁾ バウンドは、裁判官の為すことと為すべきことを分離するのは不可能だという認識を抱いていた。又、特殊事件における裁判官の行動に関する心理学的理論が現実的であると同じく、法的秩序、社会的理想的の実在性に関する伝統的理論も現実的であるとの感懷を表明した。結論として、法秩序の目的的理論ならびに価値の理論をリアリズム法学の綱領に編入すべきことが求められた。⁽²¹⁾

ルウェーリンとフランクは、直ちに反批判の稿を起した。⁽²²⁾ ルウェーリンは、リアリストが共有する諸要素を示したが、

社会学的法学とリアリズム法学との関係を理解するのに有益なのは次の諸点である。第一に、裁判官の法創造作用を認知すること。第二に、法は流動するものであり、社会はより速やかに流動する故に、法の如何なる部分も当該社会にどれほど適合するか常に再検討を要すること、即ち、流動する社会の目的に対する手段として法を考えること。第三に、観察者の熱望とか欲求、倫理観等によつて社会現象の観察が汚染されないよう、研究目的の為に存在と當為を一時的に分離すること。第四に、判決形成要因としての法規範および法的一般概念に対する不信。⁽²³⁾ 一般的に、社会的法学者と法リアリストとの論議は、法において道徳や倫理がどのような場を占めるか、判決形成に当つての最も決定的な要因は何であるか、という点に集中した。革新主義から發展したリアリズムがその母体を脅やかすに至つたのは何故か、又、何故にリアリズムは挫折したのか。

社会学的法学の哲学的的前提は、進歩主義のそれであつた。変化に即応すべき統治機構の性能への信頼、変化に直面して一定の伝統的価値を維持したいという熱望、共通の社会的目的ならびに道徳価値の認識可能性への信念などがそれである。リアリズムは、これらの前提のうち、伝統的価値に対する生得の評価ならびに道徳的絶対主義へ向う傾向を捨てた。アメリカ社会は、共通の根本的な価値、伝統の上に設立されているという進歩主義者の仮定を反駁するに当つて、リアリストは、統治者と被統治者との関係について異なる見解を立てた。進歩主義者によれば、エリートの公的生活への参加が正当化されるのは、彼らが支配的な道徳的関心を公衆と共有しているか、あるいは世論の注視の下で共有するよう強制され得るからであった。エリートの権威は、公衆との相互関係に依存するものであつて、その専門家であるという性格とか権力的地位から引き出されるのではないと信じられた。これに対して、リアリストは、権威と民衆との関係を規定し直した。権威に対する民衆の拘束という觀念は、まがい物として斥けられた。権限をも

つ人々が如何に巧妙な操作と合理化を通じてその職務機能を遂行するか、ということに関心が向けられた。それは、エリートによる統治を別のものと取り替えることを欲したからではなかつた。権限をもつ人々がその決定を正当化するために用いる慣用法は、意思決定過程を覆い隠す姫曲法に外ならないと見たからである。⁽²⁴⁾ 社会の諸機関からこれらの人工的被覆を剥ぎ取ることによって、内部が透視され、より順調に作動するようになるであろうと推論したわけである。

リアリストの仮定は、ニューディーラーによつても共有された。⁽²⁵⁾ 彼等も神話破壊者であつた。私有財産の神聖視および自助の観念を根絶する仕事が開始された。政府による経済的恩恵の分配を社会主義と等価であるとみる伝統的信念は、欺瞞として斥けられた。ただ、彼等は、理論化することよりも実験に急であり、経験主義を捨てて現実問題を解決しようという試みが勝つて、およそ問題解決の哲学を入念に仕上げることを重視しなかつた。低所得者層の経済的地位の改善を意図したにもかかわらず、革新主義者ほどには代表統治に关心を示さなかつた。エリートによつて考案され、執行される統治の実験が好まれた。そのため、行政が重要視され、その活動は民衆の拘束を超えたものと考えられることになつた。⁽²⁶⁾

さて、ニューディールは、多様な方面からの反対に遭遇して來た。それをファシズムと同一視して批判するのも通俗的形態であつた。⁽²⁸⁾ 然し、リアリストたるニューディーラーを煩らわせたのは、かつての革新主義者の離反現象であつた。

リアリストとニューディーラーの世界は、統治権力の現実的集中が推奨され、伝統的な価値観念が少くとも一時的に廃棄されるようなものであつた。社会制度に関する、基本的にその心理学的真実を認知することに注意が向けら

れていた。ところが、革新主義者にとって、基本的道徳原理に対するその無関心な態度は、法外なものと映つた。革新主義者は、この時、次の四点でニードィールを攻撃した。第一に、赤字支出を強調するその不健全な財政政策、第二に、行政部に対して無拘束の権限を過度に委託すること、第三に、競合する利益集団を調和させるという調停者の役割が先行して、道徳的原理に基づきられた国民的コンセンサスが無視されること、そして、第四に、労働組合との他の組織集団が重視されることによって、伝統的な個人主義の観念が覆えされること⁽²⁾である。これらの非難は、旧来の社会的、政治的行動様式こそ安定性の源泉であり、信頼の宝庫であるという信念に基づくものである。アメリカ社会には、人々の一致を見る一定の事柄があり、個人の主導性、儉約、道義性、権限の分散などがそれに数えられたのである。究極的に、革新主義者とニードィーラーとの間の対立は、社会学的法学者とリアリズム法学者との間のそれと同じように、道徳に対する絶対主義的見地と相対主義的見地の間のものにたどり着いた。リアリストが、裁判官の個人的決定要素を超える法の存在を否定したように、ニードィーラーは、統治職員に対する道徳的役割即ち制度的強制の存在を否定した。

注

- (1) 平良「アメリカ法を中心とした Judicial law-making に関する序論的研究」法学研究二七卷四三九頁以下参照。
- (2) リアリズム法学一般について次のものを参照。フランク「法と現代精神」(棚瀬訳)、バーセル「兩大戦間に於るアメリカ法理学」(碧海訳)、アメリカ法一九七二一一、七三一。、ルウェリン「現実主義の法理学」(恒藤訳)、現代の法理論所収。ギルモア「リアリズム法学——その原因と治療」(喜多川・石川訳)、都立大学法学会雑誌六巻八七頁。早川「プラグマチズム・ネオリズム」法哲学講座五下一頁。丸田「リアリズム法学の生成と機能に関する一考察」法と政治二九卷一号一二七頁。高橋賢

現代アメリカ法学における判決形成過程をめぐる理論の展開

光透譲 現代法思想の潮流 法律文化社。藤倉「トマス・ヘンリッヒの法理論」八木譲 現代の法哲學理論 I 114頁 McDougal, "The Law School of the Future : From Legal Realism to Policy Science in the world Community," 56 Yale L. J. 1345 (1947) ; K. Oliverona, "Realism and Idealism", 26 N.Y.U.L. Rev. 120(1951) ; B. Horvath, "Between Legal Realism and Idealism", 48 Northwestern U.L. Rev. 693(1954) ; M. Sharp, "Realism and Natural Law", 24 U.of Chi. L. Rev. 648(1957) ; E. Bodenheimer, "Analytical Positivism, Legal Realism and the Future of Legal Method", 44 Va. L. Rev. 365(1958) ; Northrop, "The Mediational Approval Theory of Law in American Legal Realism", 44 Va. L. Rev. 347(1958) ; J. Paul, The Legal Realism of J. Frank(1959) ; H. Jones, "Law and Morality in the Perspective of Legal Realism", 61 Colum. L. Rev. 799(1961) ; E. Blaustein, "Logic and Legal Realism : The Realist as frustrated Idealist", 50 Cornell L. Q. 24(1964) ; W. Rumble, American Legal Realism(1968) ; H. Linde, "Judges, Critics, and the Realist Tradition", 82 Yale L. J. 227(1972) ; E. Taylor, "H. L. A. Hart's Concept of Law in the Perspective of American Legal Realism", 35 Mod. L. Rev. 606(1972) ; A. Leff, "Economic Analysis of Law: Some Realism about Nominalism" 60 Va. L. Rev. 451(1974) ; Reich, Sociological Jurisprudence und Legal Realism im Rechtsdenken Amerikas, 1957 ; Löffelholz, Die Rechtsphilosophie des Pragmatismus, 1961 ; Cosper, Juristischer Realismus und politische Theorie im amerikanischen Rechtsdenken, 1967 ; F. Marx, "juristischer Realismus in den Vereinigten Staaten von Amerika," 10 Revue 1, de la Théorie du droit 28(1956) ; E. Stumpf, "L'Élément Nouveau dans la philosophie Américaine du droit", Archives de philosophie du droit, N° 5 P. 177(1962).

(3) Link, "What Happened to the Progressive Movement in the Twenties?" 64 Am. His. Rev. 833(1959), 梶謙「共和党政權とシカゴ大衆運動」和波講座世界歴史II大卷II四九頁 和波原典トマサル日本翻訳。

(4) ハラハラ・ランダスゼーの「ハーバード法学校の中心問題」F.Marx, a a o., S. 38.

- (5) 「誠実は法律の心が爲せられたる」 H. May, *The End of American Innocence*, 1959 ; W. Leuchtenberg, "The Perils of Property 1914-32, 1958, in G. E. White, "From Sociological Jurisprudence to Realism," 58 Va. L. Rev. 999, 1013-1014 (1972).
- (6) 一九世紀において学問的関心は、自然科学および物理科学に集中したが、二十世紀初めに焦点は社会科学、即ち、統計学、人類学、経済学、社会学へと移行し、第一次大戦後、行動科学の名の下に推進された。モーリス・ホワイトは、今世紀アヘンカ思想による公武主義離反、歴史家トマス・ヒューバー、政治学者ウラス、哲学者ルードヴィヒ・シムラニツィーの死を「死傷者」 M. G. White, "The Revolt against Formalism in American Social Thought of the Twentieth Century," 8 J. of History of Ideas 131(1947).
- (7) G. E. White, supra note 5, at 1015.
- (8) メートゼ、法制度は多くの集団の賃貸の複合的集合体であり、集団の賃貸は構成員の個人的賃貸の集合体であり、それが本能的要求および衝動に依存するべきだ。Moore, "Rational Basis of Legal Institutions", 23 Colum. L. Rev. 609, 613(1923). 同上、コトゥベルの1連の業績は誤りだ。G. E. White, Rumble, "ヤング等の論文に詳しき。
- (9) ハイネスは、精神的特性、社会的背景、家族的結合等の多様な個人的、政治経済的因素の尋ねくの影響を擇示した。Haines, "General Observations on the Effects of Personal, Political, and Economic Influences in the Decisions of Judges", 17 Ill. L. Rev. 96, 116(1922).
- (10) ホコット・トマスは、事件を解決するに当りて裁判官は結果の様式に直観的選択を行って判決を下した。トインチヤは、裁判過程とは原理と論理が第二次的役割を演ずるに適切だ。感情的経験であり、暗黙裡に直観的偏見が包含されるべきであると主張した。Yntema, "The Hornbook Method and the Conflict of Laws", 37 Yale L. J. 468(1928).
- (11) かくて地方判事ハシソンは自分の諸判決が主觀的印象的であることを拒否した。J. Hutcheson, "The Judgment Intuitive: The Function of the 'Hunch' in Judicial Decision", 14 Cornell L. Q. 274 (1929). ハシソン「直観による裁判」(原田他

訳) 法と政治 11大巻一六七頁。

- (12) ロルコは、革新主義によつて主導された産業規制は結局規制者たちによつて後援された産業界の利益を増したと論じた。彼は革新主義の中に深甚な保守性を見出^s。 G. Kollo, *The Triumph of Conservatism*, 1963.
- (13) G. E. White, *supra* note 5, at 1017. 「アーベル・タインは、ヨアコムを挫かれたハイデアーヴィングと呼んだ。『論理的に必然的な先例を発見し得べしの企てに挫かれ』、法ヲトコベヌ事・・・先例体系それ自体を事實上捨て去れり』、『過大な反動に出た』」 E. Bloustein, "Logic and Legal Realism : The Realist as a Frustrated Idealist", 50 Cornell L.Q. 24, 32(1964).
- (14) ハーマン・キーベルト等の革新学派の見方も大体同様やうだ。 H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, 1961; Wassersstrom, *The Judicial Decision*, 1961. 彼等は法規範の非決定性を無視したり誇張したりしがねた法理謬を諷諭してゐる。
- (15) K. Llewellyn, 30 Colum. L. Rev., 431 (1930).
- (16) この衝撃を回顧して、アーベルは、過渡期には必要なハーカ療法であつたが、持続的な原理を提供するには出来なかつた。 T. Arnold, "Judge Jerome Frank," 24 U. of Chi. L. Rev. 633(1957).
- (17) ハーマン・キーベルト等多くの學者達の命題から流れ出るやうである。第一は、判決過程は結論を以て始まるのであり、形式論理的に前提から始まるものではない。第二は、裁判官の精神的偏見が判決形成の決定的要素であるといふ。第三は、裁判官の人格の相違によつてあたひわれれる法の変異は合理化によつてハーマンの合理化の頻繁な使用によつてハーマンの統一性と確實性が説得される。 Frank, *Law and The Modern Mind*, 100-1, 106, 111, 154(1930). バスベームに依れば、公式主義に対する反駁はドイツが先鞭をつけていた(イエーロン、クラク、ニールリッヒ)が、アメリカ・リアリズム法学はそれよりむしろ急進的なグループを生んだ。 ハーマンの法精神分析理論がそれであり、アーノルドのシンボル理論はそれを推し進めたもので、後述するように、それは法科学を心理学に編入しようとして、すべての法律問題は究極的に心理学的であると述べたローマンの影響が大きい。 ススペームは「アメリカ法アーヴィングの過程は説明困難であるが、多分法精神分析家達を分析するにはのみ解決され得よう」と示唆した。 Arthur Nussbaum, "Fact Research in Law," 40

- Colum. L. Rev. 189, 195-6(1940).
- (17) Frank, Law and The Modern Mind, at 147. ハトハタは裁判官のための川の教練を提案した。事実発見過程に専門家を用いること、心理学の方法で自らを訓練すること、正氣の進歩的な法懐疑主義を求める。彼は一年後にはそれらの觀念を繰り返した。“Are Judges Human?”, 80 U. of Pa. L. Rev. 17 (1931).
- (18) 彼等は社会上的人間の概念を、「法概念が社会的脈絡の中で何を發揮されるか」、法概念の現実作用の調査から發見する人の要求によく。G. E. White, supra note 5, at 1020.
- (19) Mortimer Adler, “Legal Certainty”, 31 Colum. L. Rev. 91 (Jan., 1931).
- (20) Pound, “The Call for a Realist Jurisprudence,” 44 Harv. L. Rev. 697 (Mar., 1931). 1’ 11英リシード、裁判適用がこの程度までルールと形式を通して確実性を達するかどうかは直感的な判断的、非現実的であると非難し、11英リシード、一般に取扱われた理想は法秩序の現実的、日常的現象であると言ふ。
- (21) Id. at 700, 710-11.
- (22) エドワード・ローレンス・ルイは現れる。Llewellyn, “Some Realism about Realism : responding to Dean Pound”, 44 Harv. L. Rev. 1222(1931), in Jurisprudence 42(1962).
- (23) Id. at 55-57.
- (24) G. E. White, supra note 5, at 1025-26.
- (25) 1’ 11英リシード次のものをお参照。斉藤・新川「1’ 11英リシード政策の展開」岩波講座世界歴史117卷171頁。新川「1’ 11英リシード」太田「トマスカサニの変容」法学研究31卷430頁、511-6頁。藤原「ローマのルート革命」法学研究18卷8号149頁。小林「1’ 11英リシードと資本主義の組織化」思想1983年1月号69頁。
- (26) 新左翼的觀點をおもえて革新主義から1’ 11英リシードの展開を記述したのが、新川「國家資本主義の形成」現代アメリカ論所収119頁以下参照。

- 27 G. E. White, *supra note 5*, at 1025.
28 新川「『リバーラマニフェスト』考索」世界史における一九三〇年代―三三―頁。ペーセル（碧海訳）前掲九頁以下参照。
29 G. E. White, *supra note 5*, at 1025-26.

II、リアリズム法学の特徴は三つにまとめられる。第一に、倫理に対しても相対主義的見地に立ったことである。第二に、意思決定過程一般に対して制度分析的立場をとったことである。第三に、判決理由中の形式論理や演繹論理は、裁判官の主観的選好を覆い隠すために用いられる技巧に外ならないとして反駁したことである。⁽¹⁾ それらの位相の中に、リアリズム法学が三十年代初期のアメリカ社会に対してどのような相関的な姿をとどめたかを理解することは、困難なことではなかつた。

大恐慌の時代において、特にアメリカ知識階層の人々は、規制の緩やかな資本主義体制の優越性ならびにそれに随伴する私有財産の不可侵、自助の徳のような神話が力を失つたのを目撃した。新たな社会の指導層として自負する彼らには、革命の形態をとらずにより穩健な形で国家経済体制を再建すべき方法を発見する、という課題が負わされることになつた。この任務を遂行するに当つて、彼らの環境は経済不況であり、彼らの思考様式はシニシズムであり、彼らの空想は英雄統治であり、彼らの学問的道具は行動科学であり、彼らの統治の哲学は実験主義であつた。⁽²⁾ そして、神話破壊傾向、抽象物よりは経験的個物の選好、道徳的絶対物に対する疑問といつたリアリストの特徴は、ニューディールの精神とも調和するものであつた。⁽³⁾

然し、三十七年には、リアリズムの没落と所謂 Reasoned Elaboration⁽⁴⁾ の興隆とを刺戟する二つの契機が現われた。

一つは、全体主義体制の出現であり、他は、最高裁判所の司法適性に関するものである。これらは、三十年代から四十年代へ内容をえつゝ持続した極要な問題であった。

第一の論点に関して、三十年代後半に、リアリストは全面的に批判にさらされることになった。四十年代半ばまでには、リアリズム法学はその批判的契機を失い、防禦側に転じていた。影響力が急激に衰えていった主な原因是、リアリストの道徳的相対主義と全体主義者の反道徳的実践との類縁性が知覚されたことであった。⁽⁵⁾ 独伊の民族主義の現象におびえた知識人達は、自らの文化をそれらの体制の文化から区別する標識を希求することになった。そこで見出されたのは、自由と民主主義という普遍化された政治理念であった。ところが、リアリストは、道徳の相対的性格を主張していたし、プラグマチズムを擁護していた。この線の推論をおしすすめて、リアリズムを全体主義の知的先駆者としてみるとことは困難ではなかった。法とは単に役人が行っているところのものに外ならないとすれば、法は單なる力と同視されるであろう。力が正義を作ることは、實際、全体主義体制の信条であった。法と道徳原理との関係を否定することによって、リアリズムは全体主義へ向う知的地盤を準備した、とパウンド、フラー等は論じた。⁽⁶⁾ 哲学的立場は様々であれ、無視できない本質的批判も現われていた。⁽⁷⁾

この攻勢に直面して、ルゥニリン、フランクを含む若干のリアリストは、法における道徳的価値の場に関する初期の見解を修正するよう迫られた。⁽⁸⁾ 一方、必ずしも並列的ではないが、典型的なニードィーラーは、プラグマチストから道徳的愛国者への道筋をたどることになった。それは、殊に執行権力の集中が戦時中には有用であつたし、戦争努力が国民経済を刺戟するものであつたため、殆ど苦痛を伴うことなく行われた。⁽⁹⁾ ここには、ニードィーラー全体の問題点が横たわっているし、一般的には社会を総体として把握し損なった思想の問題がある。六十年代以降の歴史

家のニューディール再検討は、その点の反省をも含んでいると思われる。

第二の論点は、裁判官に積極的な指導標識を与えるということであり、それと関連して裁判官の専門適性ということであった。これらの点に関しては、リアリストの寄与は原理上無に等しかった。これらの面での関与は旧態破壊に尽きていた。

第二次大戦後も、この二組の問題は、形式と内容を変えつつそのまま残った。先ず、全体主義への関心の焦点は消失したが、反民主主義体制に対する道徳的反撥の精神を植えつけられた人々は、別の無神論の全体主義体制に気付かされた⁽¹⁾。次に、司法適性をめぐる関心は、戦後アメリカ社会の多元性、相互依存性の増大によって一層錯綜したものになつた。

戦後の法学者は、これら二組の問題に適応できるようにリアリズムを修正しようと企てた。⁽²⁾ リアリストは、裁判官が法を単に発見するというよりはむしろ法を創造すると述べたけれども、その観察の含意を十分に探ることが出来なかつた。裁判官が判決に当つて法原理よりむしろ独自の価値観によつて動機づけられる人間であることを示すに急なるあまり、判決形成過程における制度的強制の場が不当に極少化された。裁判所の判決の中にある合理化過程の機能を単純化してしまい、裁判官が合理化を行うこと自体他の人々の期待によつて強制されているという事實を適正に顧慮することができなかつた。この認識に基づいて、先の二組の問題は次のように意義づけられることになった。第一に、判決理由の構成過程は裁判官の専門適性がそれを通じて表現される媒介であり、自己の意思決定に理由を付し得ない裁判官は、その公務遂行様式を公衆の評価に委ねるべき義務を果さなかつたことになるということである。第二に、判決における推論過程の構成は、合理性と公正さの観念に従うアメリカ社会と、法が役人の命令と同視される

全体主義社会との相違を際立たせるべく心がけられた。(14)

五十年代の法学者は、裁判上の合理化過程の重要性に気付くに至り、その時代の裁判を批判し、判決形成のための新しい理想と標準の公式化を試みることになった。それを要約する概念として Reasoned Elaboration という用語が用いられることが多かった。それは幾つかの要求を込み込む形で表現される。第一に、裁判官がその判決に理由を付す(15)、第二に、判決理由を詳細に且つ固有の方式で述べる(16)、第三に、所謂集合的思考の成熟を例証する(17)こと、第四に、当該判決が現代社会の究極的な社会的価値を媒介するものである(18)とを論証する(19)ことである。

これらの要求を包括する Reasoned Elaboration の観念は、裁判適性について、戦後アメリカの法学者の切実な要求を満たすことができた。それどころか、彼らは、複雑な現代社会の管理に直面された司法部が判決の合理化過程を鮮明にして、その適性を満たすべきを求めていたし、人々を結びつける一般的道徳原理を維持し、磨きあげる(19)ことに専心していたからである。

注

- (1) G. E. White, "The Evolution of Reasoned Elaboration: Jurisprudential Criticism and Social Change," 59 Va. L. Rev. 279, 280-1 (1973). 常本「司法審査ヒューカル・トロヤー」(昭和11年刊行)第22-24頁。
- (2) Id. at 281-82; Purcell, "American Jurisprudence between the Wars: Legal Realism and the Crisis of Democratic Theory," 75 Am. Jus. Rev. 424 (1969).
- (3) ダグラス・フランク、E. H. ハーバード、オットー・シムズ等は、自らの運動団體の恐慌に苦しむれた社会の要求との間の密接な関連を明確に意識していた。

現代アメリカ法学における判決形成過程をめぐる理論の展開

(4) 後注15 参照。

- (5) ランブルは、判決形成の手段としてのルールの限界の認知、判決予測に超法律的因素を考慮すべき要求、法原理と判決説得に対するアラグマチックな見地、法学教育研究における科学的方法への転載というアーリアリスムの有意義な観念にもかかわらず、それが表出した原因として因いをあげてゐる。主要人物の死、115年間の意見の風土の変化、アメリカ法体系の変遷、アーリスムが当時の最も輝かしい洞察となり意味で述べられてきたバナードを離れて得なかつた以上、問題は、ハーバードの最後のバナードを示す継続司法行動主義、政策科学の方向を指示した。W. Rumble, American Legal Realism 237-39 (1968). See M. S. McDougal, "The Law School of the Future: From Legal Realism to Policy Science in the World Community," 56 Yale L. J. 1345 (1947); "Fuller v. the American Legal Realists: An Intervention," 50 Yale L. J. 827 (1941); H. Lasswell & M. S. McDougal, "Legal Education and Public Policy: Professional Training in the Public Interest," 52 Yale L. J. 203 (1943). 沢山のバナードは新興社会の新たな精神的問題を示す、「法律の非人道性」、法務省の非人道性、四次元的思考様式を示唆した。彼は、ヨーロッパ、トイント、トーハム、カーネギーベルベック、コシオ、ホーヴァー、西方 U. L. Rev. 693(1954).
- (6) K. Llewellyn, The Bramble Bush 12(1930).
- (7) E. Bodenheimer, Jurisprudence 316(1940); Harris, "Idealism Emergent in Jurisprudence," 10 Tul. L. Rev. 169(1936); P. Mecheim, "The Jurisprudence of Despair," 21 Iowa L. Rev. 669. 沢山の前後したトトロクイズ等の反対意見も参考され、バニヤンの「绝望論」が示すものである。
- (8) 因みに、チャーチ・ホール、カーネギー、トーハム等は何れも近代哲学の世界觀の崩壊に気付いていた。但し、ホールは一種のバニヤン主義を行ふ者であつた。M. Cohen, "Positivism and the Limits of Idealism in the Law," 27 Colum. L. Rev. 237 (1927). 「普遍性の個別性は」他の根本的な反対命題の範疇へ回帰し、人間問題の極やむろ。やがては分離されるべき回

一化されることも出来ない。実証主義者は統ての理想から実定法を分離しようとして失敗し、ヘーゲリアンは理想を現実的なものと同一視しようとして挫ける。より深く古い英知は、神的完全性は法的問題においても実際問題におけると同じく、人間存在に対して閉されていることを認知している。人間が自らのちっぽけな骨折りによって、地上の天国を作ることが出来ると期待することはロマンチックな愚かさである。然し、不完全にしか達せられないとしても、価値ある理想を求めて我々の生活を費すことは人間的尊厳のニッセンスである。こうして、法の限界に関する反省は、必然的に不完全な世界の中でどのように生きるかという理論としての宗教に我々を導く。」 at 250. 更に、論理の偏向を退廃した知性主義と非難しつゝ、その反動としての反知性主義は、およそ普遍者的存在を普遍的に否定することは不可能であるから、虚無的絶対主義に導くと批判して曰く、「結局の所、有意的に我々の眼を閉すことによっては、健全な方法と十分な観念は達せられない。又、その法に関する見解から論理学、形面上学および倫理学を放逐することによって、これに成功したと考えた人々は、単に無批判な隠然とした形でそれを持ち込んだに過ぎない」。 "On Absolutisms in Legal Thought," 8JU. Pa. L. Rev. 681, 691, 715(1936).

カーンズは、従来の価値と事実の一元論（カント、オースチン、ホールムズ）は不十分であり、無秩序と危険の源であるとの認識の下に、三つの仮定を提案する。(1)法の仮説的科学は可能である。(2)倫理の仮説的科学は可能である。(3)法と倫理の仮説的科学の結びつきは可能である」と。そして結論する。「法学は知識の探求」とし、それ自身正当化されるし、その認識は、完全に妥当に社会福祉の問題に拡張され得よし、究極的にそれは完全な認識をねらいとする以上、規範的なものを含む為に拡張されねばならない。」 Huntington Cairns, "The Valuation of Legal Science," 40 Colum. L. Rev. 1, 11, 13(1940).

アーノルド・ブレヒトは、存在と当為の間の架橋出来ない永遠の溝とは神話に他ならぬことを、新カント派、現象学派の分析を通して立証しようとする。「当為の領域における論理的演繹は、その領域における主要な前提を仮定する。……形式的演繹の価値は主要にはその前提の真実に頼っている。前提が真実であるとして、それは論理的理由のためにそうなのではなくて、それらが事実と一致しているからである。…………」うして、我々が何らかの特別の必須性 (requiredness) を当為として感じるのは、我々人間的素養の一部であると言ふ時、この言明は論理的推断より寧ろ事実的言明である。この切望、この要

現代アメリカ法学における判決形成過程をめぐる理論の展開

Court, 1958 Term—Foreword : The Time Chart of the Justices," 73 Harv. L. Rev. 84, 100 (1959). H.I年初めにハーリー・スコット・マクニルは毎年前年度の最高裁判所の判例の分析に付する前稿とお法学者に依頼する企画を始めた。初期の前書きでは、全ての事件を處理するためのVinson Courtの傾向を非難した(第一基準)。Louis Joffe, "Foreword to the Supreme Court, 1950 Term," 65 Harv. L. Rev. 107 (1951). しかしも最高裁判所が単なる自由主義ではないことを強調するため十数回(?)ある(第一基準)。Bickel & Wellington, "Legislative Purpose and the Judicial Process : The Lincoln Mills Case," 71 Harv. L. Rev. 1 (1957). 第三基準は「ハーリー・スコットに展開された」専門問題を経る論述である。藤倉「ハーリー・スコット・アーリズム法学の一侧面」現代法哲学の諸傾向一七七頁参照。主に六十年代のH. L. A. ケーラーを経る分析法学派の論争に(?)、田中「判決の正当化に於ける裁量と法的規準」法學論叢九六卷四・五・六合併号一五九頁参照。又、ティラー「アーリズムの寄与は方法論であり、自然法論ともハーリーの分析理論とも調和され得ると言ふ。E. H. Taylor, "H. L. A. Hart's Concept of Law in the Perspective of American Legal Realism," 35 Mod. L. Rev. 606, 618(1972). 通じてハーリー・スコット・自由法運動から事物の本性論への移行が、聊かアーリズムから Reasoned Elaboration の移り行く様子が窺える。カウフマン「現代の方法論から見た自由法運動」(鶴次訳) 法學研究四四卷三三四六一頁参照。Also see K. Riebschläger, Die Freirechtsbewegung 1968.

ハーリー・スコット、裁判官の思考が超個人的な理性と同義語のものに成熟出来るとの仮説を提出して、アーリズムからの特筆すべき分離を為すことにになった。この見地は、不可避な人間的偏見とアーリズムの獄舎から司法部を解放した。それが、あるいは法律問題に対して究極的に合理的な解決策があると仮定した。されば即ち、人間の弱点にも拘らず、裁判官達が自分等の見解を公然と議論し、回復の見解と比較討究し、究極的に一致する一般的領域を入念に仕上げる努力をする」というべき。Henry Hart, "The Supreme Court, 1958 Term," 73 Harv. L. Rev. 84(1959). これにてハーリーの批判をタラベカルル・Gの反批判があら。Arnold, "Professor Hart's Theology," 73 Harv. L. Rev. 1298(1960); Griswold, "Professor

Hart and Judge Arnold," 74 Harv. L. Rev. 81(1960). 藤倉前掲論文一七九頁以下に詳しく述べる。

第四基準は、ハーマン・ブラーが、憲法的論点は中立原理に従つて決定される提案した時もたしかれた。それは原理化される判決の理論によつて支えられ、要するに中立性とは、裁判官達が自分らの個人的予断を事件に表わされた競合的諸価値に従属せざる」と意味した。Wechsler, "Toward Neutral Principles of Constitutional Law," 73 Harv. L. Rev. 1 (1959) at 15,34.
⑩ Reasoned Elaboration は、その成績は薄いが、始も六十年代のウォレン・ホールとの連携を示したかのような一派の政策目標を抱擁した。制度的保守主義、技術的専門性、統治問題への不介入等がそれであり、それらは無拘束の司法部の行為過剰からアーリカ社会を守る為に考察されたものであつて、その運動は司法部に学問的チャックを課そうと企てることになった。その前提にあつたのが、司法部は代表なし民主的制度ではないから大衆的代表部門の権限を授すべきでないとこう考えたのである。G. E. White, *supra* note 1, at 289-91.

四、Reasoned Elaboration は、前提された司法部の制度的役割は、ウォレン・ホールの活動主義とは両立し難いものやあつた。ウォレン・ホールは差別的な諸制度実務の大規模な再検討に乗り出した⁽¹⁾。然し、無制限の平等主義の観念を公然と支持したたゞ、Reasoned Elaboration の主張者には不安を与えることになつた。六十年代は、この間の緊張を緩和しようと、一連の試みが田立つた。主要には、ウォレン・ホールの活動を法学の Reasoned Elaboration の理論と調和せよとする骨折りがみられた。然し、後には断絶感が強まつた⁽²⁾。

六十年代初めに、Reasoned Elaboration の根本的公理を公然と拒絶する実務家が現われた⁽³⁾。それでは、Reasoned Elaboration は衰退に向つたが信じられたが、その信念を根拠とする議論は十分には展開されなかつまづ留まつた。六十年代のラディカル運動を受肉した世代は、その仕事を受け継ぎ、発展せよといふことを求めた。されば、政

治、社会、法をめぐる構想の一環にはかならなかつた。

彼らは、七十年代アメリカ社会の中に、最高裁判所の機能論に直接関連する三つの特徴を眺めることになつた。⁽⁶⁾ 第一は、権力と地位を欠き、様々な理由に基づいて設定された差別を知覚し、それに対する不満の意思を表示し、その解決を申し立てている新しい少数者の現象である。この集団は、それまでの少数派と異なつて、主要には民族的、人種的なものではない。人種的集団は依然としてその利害関係を理論化し続けているが、彼らが先鞭をつけた方法の多くは、今日では経済的考慮（消費者、環境権論者）、性的態度（女性、同性愛者）、特殊の権力的関係（囚人、精神病患者）に基づいて不利な立場に置かれていることを知覚している集団によつて採用されることになった。それまで、この新しい少数派は、不満一解決という伝統的な政治的機構を享受する機会を有していなかつたが、メディアおよび不利な地位に置かれた人々の権利保護を目指す組織の援助を得て、既成の政治的通路を通らずに広く自分達の問題を表明するに至つたということである。⁽⁷⁾

第二は、市民と統治機関との関係である。先ず、公務の担い手の目標と選出母体の意識との間に溝があること、同一人物が一方で選挙人の要求に対してもう一方で選挙人の便益を提供するだけで、その実、独自の目標を進めていることが認識された。そして、新しい利益集団の擁護者は、「公共の利益」「公衆衛生」のような用語がその意味を失つており、その用語は実行の標準としては無用なほどに広い解釈を帯び得ることを知覚した。⁽⁸⁾ このとき、ウォレン・コートは率先して社会的論争の領域へ立ち入つて、社会的に不利な地位にある集団の期待を公的にとりあげる条件を整えた。バーガー・コートもこの期待を満たさねばならなかつた。⁽⁹⁾

第三に、共通の価値ないし目標の分裂という現象である。共通の価値の代りに、両極性を帯びた代替的概念が並び

立つ状況が認識された。

これら新しい少数者の一貫した構想、公務担当者の権威を基礎づける公共奉仕の観念への信頼の喪失、そして、ウォレン・コートによつて生み出された期待の残滓といった諸要素が相互に作用しあつてゐるというのが現代アメリカ社会の特徴をしてゐる。この状況に身をさらした法学者は、そこから、統治機関の信用とその発展の保障人として最高裁判所が積極的な行動を維持するという構想を開拓することになった。⁽¹²⁾ その論理はここで憲法裁判所についての言わば弁証法的構造をもつたものとなる。先ず、潜在的な多数者専制に心をくだいてアメリカ憲法の創設者達が定規した、少数者の特権を擁護する諸原理（平等な保護、適正手続等）から説きおこされる。次に、如何なる少数者の権利がその原理にあてはまり、その保護を受けるに値するかが今日の問題であると推論される。そして、結論的に、最高裁判所は、判決に当つて必然的に憲法上の文言を越えて文化的諸価値に目を向けなくてはならない、とされる。⁽¹³⁾

こうして、Reasoned Elaborationists によって公式化された、司法部のための指導理念は、歴史的に不健全であり、現在的に次の二点において不適切であるとみなされる。第一に、Reasoned Elaborationists の原理化される判決という信条は、問題となつた事態に関して社会的コンセンサスが得られる時まで論争の解決を延期するようすに要求するものであり、最高裁判所と公衆との相互作用が台無しにされるような考え方に基盤をおいてゐる、ということである。第二に、Reasoned Elaborationists によつて仮定された統治機関の相關関係の理論も疑問視されることになった。そこでは、最高裁判所の役割は制限的に解釈されていたが、それは、司法部は、代表統治と信じられている民主社会の中で、非代表的選良制度であると考えられたからである。同様に、選挙された統治部門は、選良ではなく、代表されたものだと考えられたわけである。然し、この見解の必然的関連性への信仰が失われるとすれば、選挙された部門が

平等原理、代表原理を体現するとは必ずしも言えなくなる。他方、司法部が、最高裁判所の人格において、平等原理を推進する立場をとるとすれば、先の前提は崩れ、それと共に、司法部の行動に対する厳しい制限は緩和されることになる。

そこで問われるべき問題は、最高裁判所は、Reasoned Elaboration の理想に代って如何なる標準に従うべきかである。少数者の不満を解決すべきだという圧力が存在するという事実、その解決方法に関して一般的に想定されたコンセンサスが欠如しているという事実は、最高裁判所が多く直観的判断を行わねばならないであろうということを示唆する。⁽¹³⁾ ところで、裁判過程において直観が大きな役割を演じているという事実の発見は、リアリストを大層に興奮させたものであった。然し、この要素は常に判決という意思形成行為の一部であつたし、一般的にそれは、完全といふにはほど遠いであるうような情報に基づいて、公平且つ公正な決定を下すという責任を委ねられている職業に必要な技術に外ならない。これについて諸種の危険が伴うことも周知の所である。ここで新しい世代の法学者達は、裁判所の独断から公衆を保護する伝統的手段として Reasoned Elaboration の理由だけの要求を援用した。そして、正当な理由と不当な理由との区別の標識および理由づけの要件そのものは、憲法裁判の所謂弁証法的理論の中に組み込まれることになつた。⁽¹⁴⁾

要するに、そこで示されている指標は、リアリズムと Reasoned Elaboration から一部づつ借用したものを独自の構想に枠付けしたものである。一方で、裁判の直観的局面に関するリアリストの感覚が受け継がれており、最高裁判所は、制度的強制に服しているが、未だ国民的合意を得られるほどに熟していない社会的論争の領域に入るべき相当の自由を有するというリアリストの暗黙の仮定も維持されている。他方、判決の中に推論過程を厳密に明確化すべ

かくあるべし。Reasoned Elaboration の要求は、その制度的保守主義を捨てた形で維持される。本質的に重要なのは、リトアリズムや Reasoned Elaboration も十分に把握していかなかった憲法裁判の所謂弁証法的過程の観念が意識的に追加されたらしく、より深い理解を得る。この標識は、六十年代以降のアメリカ法学の新たな世代の根源的模倣となるはやのものであつた。然しこのクロセバが十分理論化されてくるかどうか、又、共通の思考範疇として体系化されてくるかどうか、検討してみなければならない。実在の認識の広範多様な情況の泥沼からばく出し得る」とば、アメリカにおける我が国における「容易なことではない。それでも、現代法学の一つの希望が預託される」といふ。古典型的な人間の思想、觀念の歴史を真摯に活性化しようとする息吹には共鳴するものを感じなほせばいい。

注

- (1) カラン・ルードの「リトアリズムの出現と展開」一般に最高裁判所批評のあり方にについて、次のものを参照。H. A. Linde, "Judges, Critics, and the Realist Tradition," 82 Yale L. J. 227(1972). ベニカにおける消極主義と積極主義との対立を検証し、「トヤクハーレ司法審査のあり方を展開した」といふ。中谷「米国における司法消極主義と積極主義—政治学的法学の主張に重点をおいて—」阪大法学八七号一六頁参照。
- (2) その過程で、法の適正手続や平等な法的保護のようない用語の意味づけが変化する。G. E. White, "The Evolution of Reasoned Elaboration," 59 Va. L. Rev. 279, at 291 (1973).
- (3) 彼らは、最高裁判所は確定的意見を表明する「なんなく」、広範な社会的・政治的・文化的が形成されねばや課題の仮の解決を行つるがゆゑんとして、この緊張を緩和しようとしたのである。Bickel, "The Supreme Court, 1960 Term—Forward : The Reap-

portionment Case," 76 Harv. L. Rev. 54 (1962). フィルムの時代に用ひられたる、彼の「最高裁判所非難の声を控えようとした」だ。Kurland, "The Supreme Court, 1963 Term—Foreword," 78 Harv. L. Rev. 143(1964); "Toward a Political Supreme Court," 37 U. Chicago L. Rev. 19(1969); Clark, "A Plea for the Principled Opinion," 49 Va. L. Rev. 660(1963); Gunther, "The Subtle Vices of the 'Passive Virtues,'" 64 Colum. L. Rev. 1(1964).

(4) ハイド判事は次のように語った。六十年代の学生は新しい伝統の中や教育され、今や新しい世代の法律家となつた。対照的 Reassessed Elaboration を採用した世代は歴史的マニフェスト時代、即ちハーバード警戒心の時代で、彼らは易い制度に対する迷走を嘗めた時代である。Skeffy Wright, "Professor Bickel, the Scholarly Tradition, and the Supreme Court," 84 Harv. L. Rev. 769, 784, 804(1971).

(5) やの一面を展開する「アーバン・祭良「新フューラー・カリカチュア」はイデオロギーの復活か？」法學研究四一巻七九五頁参照。

(6) G. E. White, supra note 2, at 294 et seq.

(7) ハーバード、民衆と統治機関との疎遠化の状況の中で新左翼の主要関心を共有していく、計画化社会の中で法の果す役割を問うべし。判決形成過程における民主的参加、計画化の進行の中やハーバード社会の価値を擁護するが、計画化された領域から個人の選択の自由を守ること等が論じられる。Charles A. Reich, "The Law of the Planned Society," 75 Yale L. J. 1227, 1230(1966), also see "The New Property," 73 Yale L. J. 733(1964).

(8) E. g. Furman v. Georgia, 408 U. S. 238, 33L. Ed. 2d 346 (1972); N. Y. Times Co. v. U. S., 403U. S. 713, 29L. Ed. 2d 822(1971).

(9) ハーバード「撲滅の法律がよき正義か」日本10月1日付1回。

(10) G. E. White, supra note 2, at 296.

(ii) その裁判の弁護法とは次のようにある。最高裁判所の決定に対して、多数者は幾つかの選択的応答の自由をもたれる。(1)

その判決に従うこと、(2)その判決に抗議すること、この場合、更に(a)その判決を無効に帰せしめるための積極的法律活動を行なわないことでもある。(b)立法機関等を通して積極的に活動して最高裁判所に対してその合憲性を吟味し直すよう求める事もでき、(c)憲法改正に訴える事もできる。この作用と反作用の弁護法的過程において、最高裁判所は、必ず少数者の要求を憲法上保護された権利の水準にまで高める。公衆はその決定に対して上述のように應答する。最高裁判所は公衆の應答に耳を傾け、ある時点で先の第一次判決は正当化され、あるいは取り消される。この公式にあっては、正当性の源は単にある時点でのアメリカ社会のコンセンシショナルな価値ではないし、単に多数者の感情でもない。その源は弁護法的過程それ自体にあると叫われる。そして、その正しさは、弁護法的過程それ自身と同様に、究極的に歴史の機能と密接に関わるということになる。

G. E. White, *supra* note 2, at 296-98.

(ii) ハンセン・チャスは、現代アメリカ社会に対する、新しい意味づけを得ており、そもそも孤立化された少数者によって裁判所に論点が提出されるところでは、それらの論点に関するコンセンサスの欠如を意味するものと見られる。

(3) G. E. White, *supra* note 2, at 299.

(4) リリヤ・バーガー・ロートの体質が危惧された。

(5) この展望は、法の科学の一つの流れである。しかも、その申し立ても通常に捕捉される時、熱望は渦み、踏拉かれた人々の真情は葬られる。尚、佐々木毅「現代アメリカの新保守主義」思想一九八三年二月号七八頁参照。

III

最後に一言い加えると、本論の流れは、あくまでも、法学が主な関心をよせたと見られる課題を追った短期的な区切りである。他にも幾つかの系譜をたどることはやむないことである。各時期の間にも、常に自然法的思想家は存

在していだし、実証的研究業績もたゆみなく積み重ねられていたし、仮令アカデミーの内側からではないとしても、伝統的なマルクス主義者の努力も、うねりはあれ絶えることなく続いていたことも認められよう。更に、これらの一九世紀末から今日に至るまでの法学派の主な区分の全体を通して横たわっていると見られる近代的なものの考え方、プロテスタンント思考風土として栄えたアメリカの現実主義的性格というものにも、直接に触れられてはいない。同時代の大陸の法学派の発展との興味深い対応関係にも言及されていない。日本におけるアメリカ法学の受容と解釈について、ある特定の専門分野に限って詳細に追跡したり、積極的に問題提起するための実証的基盤にまで手をのばしたりするものでもない。ただ、アメリカの法学派とその社会変化との対応関係に関する今日の法理論史を一般的にたどつてみると、殊に六十年代以降のアメリカ法学の緊要な論点にぶつかって困難な作業に着手してきたと思われる人々の熱意を伝えることを意図したものである。

忘ることができないのは、現代もまた過渡期であるということ、仮令、多くくじけたり、無駄に帰したり、失敗したりするかも知れないとしても、実験的方法は法学者の研究室の中でも切望されているということであろう。パウンドなども言うように、法学という建物には多くの部屋があるものであるが、観念の有効性を歴史の合理性の方向へ向け続けようと願うならば、その視野を限定し、緊要な社会的要求を受け取ることを要請されるものである。

（本稿は、幾年か前のノートを少し整理したものであり、拙論「法象徴作用、意味と有効性」を補足する資料であった。そのとき、アメリカ法学において、近代の觀念を視野におさめる者の、新たな生活の意味と目的を同時に考慮しようとする者の、注意を傾けるに値するものは、リアリズム法学の中に現われた亀裂の意味であろうと思われた。リ

アリズム自体が何か新しいものを創造したというより、むしろそこには一つの絶望がある。それでも、十分ではなかったとしても何らかの解答が与えられたし、そのことはかぎりなき輝きよりも意義深いものである。又、たとえどれほどの間立ち往生したように見えるとしても、それ自体意味深い反省を投げかけるものとして理解されたものである。)